

辺野古・違法アセス訴訟

(原告ら主張の概要)

2010年3月3日

辺野古・違法アセス訴訟弁護団

<請求の趣旨>

- ①方法書作成やり直し義務があることの確認
- ②準備書作成やり直し義務があることの確認
- ③追加修正部分についてやり直し義務があることの確認
- ④意見陳述の機会を奪われたことに対する国家賠償請求

<原告>

請求の趣旨①・②・③について (一次訴訟の27名)

環境問題を専門とする研究者、および辺野古周辺へ足繁く通い、辺野古への新基地(普天間飛行場代替施設)建設に反対してきた者。

請求の趣旨④について (一次訴訟344名(27名+317名)、二次訴訟278名)

前記原告に加えて、平和を愛し、辺野古沖海域を含む沖縄の自然を共有する者。

<環境影響評価法の概要>

第5条1項 事業者は、…環境影響評価方法書を作成しなければならない。

第8条1項 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、…、事業者に対し、
意見書の提出により、これを述べることができる。

第14条1項 事業者は、…環境影響評価準備書を作成しなければならない。

第18条1項 準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、…、事業者に対し、
意見書の提出により、これを述べることができる。

第28条 事業者は、…第5条第1項2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、…

当該修正後の事業について、第5条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続きを経なければならない。…。

<請求原因>

○請求の趣旨①について

本件アセス方法書は、環境影響評価法5条の要件を欠く、瑕疵ある方法書であつて、沖縄防衛局長は、法律にしたがった適正な方法書を作成すべき義務を免れない。

(1) 環境影響評価手続を経ないで行われている「隊舎等の建物の建設工事着手」の違法

- 隊舎等の建設工事は本件事業と一体性のあるものであるから、隊舎等の建設工事も、環境影響評価手続の対象とすべきであり、環境影響評価手続が完了しない前に、隊舎等の建設工事に着手することは、環境影響評価法の重大な違反行為。

(2) 環境影響調査方法書作成前の環境現況調査（事前調査）の違法

- 沖縄防衛局が、方法書作成手続に先立ち強行した「環境現況調査」は、住民等意見や知事意見の提出の機会が奪われたまま実施された。
- 違法な調査等によって破壊された環境が修復された後、再度、法令にしたがって環境影響評価手続がとられるべき。

(3) 環境影響評価方法書作成義務違反

- 方法書は、事業計画がわずかに7頁しか記載されておらず、沖縄県環境影響評価審査会において、膨大な追加・修正資料を、2度にわたって提出せざるを得なくなるという、欠陥方法書であった。

(4) 方法書作成手続の違法

- 沖縄防衛局の提出した「追加・修正資料」によって、はじめて具体的事業計画の一部が明らかとなった。
- 準備書において、事業計画についての追加がされているが、これらの事業計画も、本件事業計画策定当初から予定された計画であった。
- 沖縄防衛局は、環境影響評価方法書に事業内容等を記載し、住民等による意見を受けな

ければならなかったが、住民らが意見陳述権を行使しうる機会を奪った。

○請求の趣旨②について

本件準備書は、環境影響評価法14条の要件を欠く、瑕疵ある準備書であって、沖縄防衛局長は、法律にしたがった適正な準備書を作成すべき義務を免れない。

(1) 方法書作成以前の調査結果が引用されている

- 方法書作成手続に先立って大々的に環境現況調査（事前調査）を行い、その結果を引用して準備書を作成することは、方法書作成手続を定めた法の趣旨を著しく没却し、事前調査によって環境改変をした後に環境影響評価を行ったとしても、その結果が科学的に正当なものであるはずがない。

(2) ゼロオプションを含む代替案の検討が不十分であること

- 代替案の検討の中には、ゼロオプションを含めるべきである

(3) オスプレイ配備に関する記述をすべきこと

- 辺野古先に建設される予定の新基地に、米軍が近い将来オスプレイを配置する予定であることは明白であるにもかかわらず、その記述がない。

(4) 海砂採取その他関連事業についてもアセスの対象に含めるべきこと

- 大量の海砂採取は、ジュゴンの餌となる海草藻場を消失させ、漁業や観光業への影響も計り知れないので、本環境影響評価手続の対象とすべき

(5) 調査、予測及び評価が非科学的であること

- 騒音、低周波音について非現実的な飛行経路または飛行経路を明示せずに、文字通り机上の空論の予測及び評価を行っており実態を表していない
- 辺野古沖野環境を攪乱してジュゴンを追い払っておきながら、「辺野古沖にジュゴンは生息していない」として、本件事業がジュゴンに与える影響はほとんどないと結論づけている
- 調査の結果、新基地建設現場において、実際に卵のふ化が確認されているにもかかわらず、「ウミガメ類の産卵の可能性が低い場所」と結論付けている

(6) 複数年調査の必要性

- 単年度の調査のみで本件準備書を作成している。

(7) 準備書公告縦覧後の調査継続

- 沖縄防衛局は、本件準備書の公告縦覧後も、本件準備書作成のために行った環境影響調査と同様の調査（「環境現況追加調査」）を継続している。
- 本件準備書に記載されれば、原告らがその内容に意見を述べることも可能であったにもかかわらず、原告ら住民から意見を述べる機会を奪った。

○請求の趣旨③について

沖縄防衛局が2007年8月に本件方法書を公告して以降、幾多の事業内容の修正が加えられており、当該修正後の事業について、方法書の作成から環境影響評価手続を全てやり直す義務がある。

(1) 方法書公告後・環境影響調査前の追加修正

- 2度にわたる加筆修正について、公告縦覧は行われず、住民らが意見を述べる機会はなかった。

(2) 準備書において新たな事業が追加されている

- 準備書において追加された施設については、方法書手続きにおいて全く検討がなされていないにもかかわらず、環境影響評価だけが行われた。

○請求の趣旨④について

- 意見陳述の機会は、環境の保全の見地からの意見を有するものに保障された権利ないし法的に保護された利益
- 被告の行為によって、原告らの環境影響評価法8条1項及び18条1項に基づく意見陳述の権利ないし法的に保護された利益が侵害され、原告らは精神的な苦痛を被った。
- 各自1万円の損害賠償請求

<本件訴訟の意義>

- 許認可の取消訴訟や、公金支出の差止めではなく、アセスそのものを正面から問う裁判
- 環境影響評価法の見直しに向けて

辺野古・違法アセス訴訟

(主観訴訟について)

2010年3月3日

辺野古・違法アセス訴訟弁護団

<答弁書・準備書面における国の主張>

「意見陳述権は個別具体的な権利ではないから、主観訴訟といえず、訴え却下すべき」

《主観訴訟について》

日本の訴訟においては、主観訴訟（当事者間の具体的な権利義務または法律関係の存否に関する紛争についての訴え）が原則とされます。

本件確認の訴えが主観訴訟でなければ、訴えは門前払いされてしまうことになり、国は門前払い判決を求めているわけです。

《上記の例》

例えば、数学を勉強しているAさんが、裁判所に「 $1 + 1 = 3$ 」であることの確認を求める裁判ができるとすると、裁判所がパンクしてしまいます。

あるいは、沖縄のB町に住むAさんが、北海道のC町に住むDさんの家に対する建築確認がおかしいと言って（付近の人たちは文句を言っていないのに）、建築確認を取り消せ、という訴えができると、困った事態になります。

《意見陳述権が当事者の具体的な権利でないとする国側の主張の根拠（概要）》

国の根拠は、環境基本法が大まか、抽象的な規定ぶりであること、評価法上、意見を述べられる者について何ら制限がなく（例えば2歳の外国人であってもOK）、むしろ環境保全の責務の履行であること、評価法の立法に携わった人が、意見陳述は、情報提供のためだけのものですよと言っていることです。

<当方の主張>

1 確認の訴えの原告全員の意見陳述権が個別具体的な権利である（概要）

手続的利益を主観的利益と認める裁判例もあるので、手続的利益だから即個別具体的な権利でないと言えないし、評価法上も「意見を述べることができる」と書かれてある。例えば、海が汚れて魚が取れなくなってから環境を直すことはできないので、事前の環境保護が重要と学説上は深化してきているし、意見陳述は、民主的参加の側面もあるので、個別具体的な権利である。

2 少なくとも、評価法、評価条例上の「関係地域内」（具体的には名護市、宜野座村と主張）の住民である原告の意見陳述権は個別具体的な権利である（概要）

関係地域の人々の意見を述べる権利は、自分たちの生活利益を守るためのもので、評価法上も特別に保護されており、他の人達とは違って、個別具体的な権利である。